

令和2年第1回

常総衛生組合議会定例会会議録

令和2年3月30日

令和2年第1回常総衛生組合議会議事日程

令和2年3月30日（月） 午後1時30分開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指定について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 管理者報告
- 日程第4 選挙第1号 常総衛生組合議会副議長の選挙について
- 日程第5 議案第1号 常総衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例について
- 日程第6 議案第2号 常総衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第3号 常総衛生組合職員の育児休業等に関する条例について
- 日程第8 議案第4号 常総衛生組合公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一
部を改正する条例について
- 日程第9 議案第5号 令和2年度常総衛生組合一般会計予算について

出席議員（7名）

2番	後藤治男君	3番	小菅勝彦君
4番	間宮美知子君	5番	中村豊君
6番	喜見山明君	7番	山本広行君
8番	堀越道男君		

欠席議員（1名）

1番 石川寛司君

地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

管理者	小田川浩君
副管理者	神達岳志君
副管理者	木村敏文君
会計管理者	張谷昌彦君
事務局長 兼総務課長	間根山知己君
施設管理課長	山上均君
総務課庶務係長	臺匡史君
施設管理課 第一施設係長	片倉俊明君
施設管理課 水質管理係長	豊島一晃君

開会宣言 午後1時38分

○議長（後藤治男君） これより本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は7名です。欠席議員は、1番 石川寛司君です。

定足数に達しておりますので、令和2年第1回常総衛生組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定による議案等説明のための出席者は、お手元にご配布のとおりでありますので、ご報告申し上げます。

○議長（後藤治男君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

5番 中村 豊君と6番 喜見山 明君の2名を指名いたします。

○議長（後藤治男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。会期を本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（後藤治男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定されました。

日程第3、管理者報告についてを議題といたします。小田川管理者の報告を求めます。

○管理者（小田川 浩君） 管理者の小田川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、大変お忙しい中、令和2年第1回常総衛生組合議会定例会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回は、守谷市・つくばみらい市の市議会議員選挙がありまして、組合議員の半数が入れ替わっておりますので、議会終了後には、組合の施設見学を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

組合運営につきましては、皆様のご理解とご協力をいただきまして、構成団体のし尿及び浄化槽汚泥をトラブルも無く、順調に処理をしているところでございます。

構成市の令和2年度の予算につきましては、非常に厳しい予算になっていると思いますが、組合といたしましても、限られた予算で組合を運営していかなければなりませんので、無駄を省き、今後も、し尿処理施設の適切な運営管理に努めると共に、万

全な収集体制を確保し、環境衛生の向上を図ってまいります。

処理状況につきましては、年間3万4,100kℓのし尿や浄化槽及び農業集落排水等の汚泥を処理しております。前年度比較で1.0%の増になっておりますが、合併浄化槽や農業集落排水の搬入割合が多く、処理量は横ばい程度に推移していくのではないかと考えております。

100kℓ/日施設も22年が経過し、経年劣化による修繕箇所も出てきており、工事は、「焼却設備屋上屋根防水改修工事」や「汚泥乾燥焼却設備更新工事」、修繕では、「モーノポンプ点検修理」や「オゾン発生装置点検修理」などの定期修理を行いました。

また、令和2年度は、中央監視装置及びタッチパネル更新工事や設備の定期点検修理を予定しており、施設の延命化を図ってまいります。

堆肥につきましては、東京電力福島原子力発電所の事故後、汚泥に放射性セシウムが含まれていたため、生産を中止して、汚泥を焼却し、焼却灰として、埋立処分をしております。

埋立処分の合意は、前もって北茨城市と事前協議を行って、組合で排出される80トンの焼却灰の埋立処分をお願いして、合意に至っております。

さて、本日の議会の内容ですが、令和2年度予算につきましては、歳入歳出総額それぞれ3億42万7,000円で、前年度予算に対し1,033万9,000円の減、率にして3.4%の減となっております。

詳細につきましては、事務局より説明いたしますので、なにとぞ、ご審議、ご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。管理者報告といたします。

○議長（後藤治男君） 日程第4、選挙第1号 常総衛生組合議会副議長の選挙についてを提案いたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤治男君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名いたしたいと思いますが、

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤治男君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に小菅勝彦君を指名いたします。

お諮りします。小菅勝彦君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤治男君） ご異議なしと認めます。よって、小菅勝彦君が議長に当選されました。

ただいま当選されました小菅勝彦君が議場におられますので、本席から会議規則 32 条の規定により告知いたします。

副議長に当選されました小菅勝彦君の承認並びにご挨拶をお願いいたします。

○副議長（小菅勝彦君） ただいま、推薦をいただきました小菅勝彦です。議長を補佐し、円滑な議会とするよう努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（後藤治男君） 日程第 5，議案第 1 号 常総衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。小田川管理者。

○管理者（小田川 浩君） 議案第 1 号 常総衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について。

常総衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）

第 24 条第 5 項並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 常総衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年常総市条例第18号。以下「会計年度任用職員条例」という。)の規定を準用する。ただし、会計年度任用職員条例第17条及び第21条については、準用しないものとする。

付則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月30日 提出 常総衛生組合管理者 小田川 浩

提案理由 本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員に関する規定を整備するため、これを提出する。

○議長(後藤治男君) 議案第1号について、質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑ございませんか。

8番 堀越道男君。

○8番(堀越道男君) これは名前が変わっただけなんですけど、会計年度任用職員、つまり、今までの臨時職員ですが、ここは何名いますか。

○議長(後藤治男君) 間根山事務局長。

○事務局長(間根山 知己君) 3名おります。

○議長(後藤治男君) 堀越君よろしいですか。

○8番(堀越道男君) はい。

○議長(後藤治男君) 他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤治男君) 質疑ないようですので、議案第1号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤治男君) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長(後藤治男君) 日程第6、議案第2号 常総衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。小田川管理者。

○管理者（小田川 浩君） 議案第2号 常総衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例について。

常総衛生組合職員定数条例（昭和37年7月11日常総衛生組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「常時勤務する職員」の次に「（6月以内の期間を定めて雇用される者及び臨時の職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）を除く。）」を加え、同条第2項を削る。

付則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月30日 提出 常総衛生組合管理者 小田川 浩

提案理由 本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係する条例において、会計年度任用職員制度への移行に必要となる改正を行うため、これを提出する。

○議長（後藤治男君） 質疑ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（後藤治男君） 本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（後藤治男君） ご異議ないものと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（後藤治男君） 日程第7、議案第3号 常総衛生組合職員の育児休業等に関する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。小田川管理者。

○管理者（小田川 浩君） 議案第3号 常総衛生組合職員の育児休業等に関する条例について。

常総衛生組合職員の育児休業等に関する条例を次のように定める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7

条、第8条、第10条第1項及び第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用規定）

第2条 常総衛生組合の育児休業等については、常総市職員の育児休業等に関する条例（平成4年水海道市条例第1号）の規定を準用する。

付則 この条例は、公布の日から施行する。

令和2年3月30日 提出 常総衛生組合管理者 小田川 浩

提案理由 本案は、規定が未整備であったため、これを提出する。

○議長（後藤治男君） 質疑ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（後藤治男君） 本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（後藤治男君） ご異議ないものと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（後藤治男君） 日程第8、議案第4号 常総衛生組合公平委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。小田川管理者。

○管理者（小田川 浩君） 議案第4号 常総衛生組合公平委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について。

常総衛生組合公平委員会委員のサービスの宣誓に関する条例（昭和54年常総衛生組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条」を「第9条の2」に改める。

付則 この条例は、公布の日から施行する。

令和2年3月30日 提出 常総衛生組合管理者 小田川 浩

提案理由 本案は、平成16年の地方公務員法改正に伴う改正を行っていなかったため、これを提出する。

○議長（後藤治男君） 質疑ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（後藤治男君） 本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（後藤治男君） ご異議ないものと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（後藤治男君） 日程第9、議案第5号 令和2年度常総衛生組合一般会計予算についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。小田川管理者。

○管理者（小田川 浩君） 議案第5号 令和2年度常総衛生組合一般会計予算について。

令和2年度常総衛生組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億42万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1） 予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用。

令和2年3月30日提出 常総衛生組合管理者 小田川 浩

○事務局長（間根山 知己君）

令和2年度常総衛生組合一般会計予算の内容について説明をさせていただきます。着席して説明させていただきます。

5ページをお開きください。歳入から説明いたします。

1款の分担金及び負担金。1節の普通分担金。予算額が、2億6,356万3,000円です。分担金は、均等割りが10%、処理実績割が90%であり、処理実績割は各市の投入比率を割り出して、分担金を乗じたもので、常総市は分担率が39.29%で1億355万3,903円、

守谷市は4.30%で1,133万3,209円、坂東市は34.55%で9,106万1,016円、つくばみらい市は21.86%で5,761万4,872円、合計で2億6,356万3,000円。昨年度と比較して1,045万8,000円の減です。

2款の使用料及び手数料。1節の手数料。予算額が、1,175万6,000円です。内訳は、投入手数料が1,172万円、一般廃棄物許可申請手数料が1万8,000円、浄化槽清掃業許可手数料が1万8,000円で、昨年度より5万6,000円増を見込んでおります。

6ページをお開きください。4款の繰越金。1節の繰越金。予算額が、2,500万円で、昨年度と同額を見込んでおります。

5款の諸収入。1節の雑入。予算額が、10万7,000円です。内訳は、自動販売機設置料が2万4,000円、団体生命還付金が2万円、自動検針装置設置料が6,000円、電柱敷地使用料が3万2,000円、雇用保険料が2万5,000円です。

歳入合計が、3億42万7,000円で、昨年度と比較して1,033万9,000円の減でございます。

次に、歳出を説明いたします。

7ページをお開きください。1款の議会費は、総額で47万2,000円です。

8ページの2款総務費の一般管理費と12ページの3款衛生費の施設管理費が、前年度の額と大きく違いますが、これは、一般管理費と施設管理費の人件費関係を、今回統合したためにこのようになったものでございます。

理由としましては、全体の職員数が少ないことや年度途中での人事院勧告の差額支給、扶養手当が年度途中で増えることなどがあるために、2つある予算を1つにまとめた方がより効率的になることから、今回統合させていただくものでございます。

それでは、8ページに戻ってください。1目の一般管理費は、総額で1億201万9,000円。1節の報酬の会計年度任用職員報酬については、現在、臨時職員として働いている人の身分が、来年度から会計年度任用職員と変わるもので、今まで7節の賃金で支払われていたものが、報酬として支出されるものです。

2節の給与、3節の職員手当等、4節の共済費は、職員11名分の人件費で、職員の昇給昇格により増えたものと、新たに会計年度任用職員の期末手当が、職員手当の中で、来年度より支給されることになったことにより、増額となったものでございます。

10 ページをお開きください。18 節の負担金補助及び交付金の派遣職員負担金は、現在、坂東市より施設管理課長を派遣していただいている負担金で、来年度も引き続き派遣をお願いしていることから計上したものでございます。

2 目の公平委員会費は、総額で 30 万 6,000 円です。

2 項の監査委員費は、総額で 8 万 5,000 円です。

12 ページをお開き願います。3 款の衛生費。1 目の施設管理費は総額で、3,703 万 4,000 円。12 節の委託料は、今まで、し尿処理費にあった項目を、新たに施設管理費に設け、管理部門と処理部門に分けたもので、精密機能検査業務委託料 220 万円は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく精密検査で、平成 27 年の県の立入検査で指摘を受けたもので、3 年毎に実施することから、今回委託するものです。

14 節の工事請負費の内、水処理棟屋根防水改修工事 1,497 万円は、昨年度から引き続き行う工事で、建築後 22 年経過した昨年は、特に雨漏りが酷かった乾燥施設側を施工したもので、今年度は、残りの水処理棟側の 625 m²をウレタン防水で施工するものです。

中央監視装置及びタッチパネル更新工事 1,490 万円は、X P のメンテナンス終了に伴い、パソコン更新をするものです。また、システム監視装置の更新、操作盤用タッチパネル等の更新工事を行うものです。

中濃度・低濃度脱臭装置活性炭交換工事 2,75 万円は、中濃度 2,000 kg で 2 年毎、低濃度 3,000 kg で 3 年毎に活性炭の交換工事を行うものです。

2 目のし尿処理費は、総額で 1 億 5,673 万 2,000 円。

10 節の需用費は、1 億 4,481 万 1,000 円でございます。予算説明資料の 5 ページの資料 4 をお開きください。

消耗品費については、大半が汚泥を分解したり、脱水したり、臭いを取り除いたり、汚泥を凝集、沈殿させたりする薬品関係となります。

また、燃料費、光熱費、県西工業用水料は、昨年度並みです。

修繕料については、予算説明資料の資料 5 にもありますように、第一施設関係の汚泥乾燥焼却設備定期点検修理は、乾燥機の破碎攪拌主軸軸受や焼却バーナー、乾燥バーナー等の交換。

前処理機点検修理は、し尿汚泥細目スクリーンの受軸、駆動軸、高圧洗浄ノズル等の

交換修理やし尿汚泥のスクリープレスの油圧シリンダー、油圧ユニット、電動機等の点検修理でございます。

水質管理関係のオゾン発生装置点検修理は、オゾン発生装置の高電圧貫通ブッシュ、空気浄化装置、コンプレッサーの交換修理です。

また、モノポンプ点検修理は、し尿・浄化槽等の計6台の投入ポンプの点検修理等です。修繕料で6,262万円です。

12節の委託料のうち、上から5番目にあります一般廃棄物焼却灰処分委託料は、日常的に出る焼却灰で、6番目にある一般廃棄物沈砂処分委託料は、槽の中の沈砂物を数年間に1度処理するもので、これらを北茨城市の処分場へ搬出して処分するものです。

また、4番目の前処理槽清掃業務委託料と8番目の汚泥乾燥焼却設備熱交換器点検清掃業務委託料は、毎年数回行う点検清掃業務で、今まで需用費の修繕料にあったものを委託料に移行したものです。

最後にありますばい煙等測定委託料は、年6回測定し、大気汚染防止及びダイオキシン類対策法により定められた測定をするものです。

14ページをお開きください。3目の車両管理費は、総額で77万9,000円で、車の車検の入替えにより予算が変わったものです。

4款の予備費は、300万円です。

歳出合計が、3億42万7,000円です。昨年度と比較して、1,033万9,000円減額となっております。以上が、令和2年度常総衛生組合予算案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（後藤治男君） 質疑ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（後藤治男君） 本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（後藤治男君） ご異議ないものと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（後藤治男君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

令和2年第1回常総衛生組合議会定例会を閉会します。

閉会宣言 午後 2 時 7 分

会議規則第 36 条の規定により署名する。

議 長 後藤 治男

5 番議員 中村 豊

6 番議員 喜見山 明